

件名	道路の中央線について
受付日	令和6年8月30日
ご意見・ご提案の概要	県道168号線の下鶴飼1の交差点周辺の狭い道路には中央線が引かれておらず、道路の真ん中を越えて走行する車が非常に多い。交通量も多いため、中央線を引いてほしい。
県の考え方	当該区間は、道路中央線（車道中央線）を設置できる車道幅員5.5mが確保されておらず、中央線の設置は困難ですが、すれ違い時の安全確保のため、摩耗している車道外側線を補修します。
担当課	県土整備部 道路維持課